

| | | |
|------------|-----------------|-------------|
| 地域指定年度 | 昭和45年度 | |
| 計画策定年度 | 昭和49年度 | |
| 計画見直し年度 | 昭和61年度（清洲町） | 昭和61年度（春日村） |
| | 平成7年度（清洲町） | 平成8年度（春日町） |
| | 平成16年度（清洲町） | 平成16年度（春日町） |
| | 平成17年度（清須市） | |
| | 平成21年度（清須市・春日町） | |
| | 平成25年度（清須市） | |
| | 令和2年度（清須市） | |
| 令和7年度（清須市） | | |

清須農業振興地域整備計画書

令和8年3月

愛知県清須市

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| 第1 農用地利用計画 | 1 |
| 1 土地利用区分の方向 | 1 |
| (1) 土地利用の方向 | 1 |
| ア 土地利用の構想 | 1 |
| イ 農用地区域の設定方針 | 2 |
| (2) 農用地利用計画変更の基本方針 | 3 |
| (3) 農業上の土地利用の方向 | 4 |
| ア 農用地等利用の方針 | 4 |
| イ 用途区分の構想 | 5 |
| ウ 特別な用途区分の構想 | 6 |
| 2 農用地利用計画 | 6 |
| 第2 農業生産基盤の整備開発計画 | 7 |
| 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 | 7 |
| 2 農業生産基盤整備開発計画 | 7 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 7 |
| 4 他事業との関連 | 7 |
| 第3 農用地等の保全計画 | 8 |
| 1 農用地等の保全の方向 | 8 |
| 2 農用地等保全整備計画 | 8 |
| 3 農用地等の保全のための活動 | 8 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 8 |
| 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画 | 9 |
| 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 9 |
| (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | 9 |
| (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 11 |
| 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る ための方策 | 11 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 11 |

| | | |
|-----------|---|----|
| 第5 | 農業近代化施設の整備計画 | 12 |
| 1 | 農業近代化施設の整備の方向 | 12 |
| 2 | 農業近代化施設整備計画 | 12 |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | 12 |
| 第6 | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 | 13 |
| 1 | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 | 13 |
| 2 | 農業就業者育成・確保施設整備計画 | 13 |
| 3 | 農業を担うべき者のための支援の活動 | 13 |
| 4 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | 13 |
| 第7 | 農業従事者の安定的な就業の促進計画 | 14 |
| 1 | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 | 14 |
| 2 | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 | 14 |
| 3 | 農業従事者就業促進施設 | 14 |
| 4 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | 14 |
| 第8 | 生活環境施設の整備計画 | 15 |
| 1 | 生活環境施設の整備の目標 | 15 |
| 2 | 生活環境施設整備計画 | 18 |
| 3 | 森林の整備その他林業の振興との関連 | 18 |
| 4 | その他の施設の整備に係る事業との関連 | 18 |
| 第9 | 付 図 | 別添 |
| 1 | 土 地 利 用 計 画 図 (付図1号) | |
| 2 | 農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 (付図2号) 該当なし | |
| 3 | 農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 (付図3号) | |
| 4 | 農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 (付図4号) 該当なし | |
| 5 | 農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 (付図5号) 該当なし | |
| 6 | 生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図 (付図6号) 該当なし | |
| 7 | 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 (付図7号) | |
| 別記 | 農用地利用計画 | 20 |
| (1) | 農用地区域 | 20 |
| ア | 現況農用地等に係る農用地区域 | 20 |
| イ | 現況森林、原野等に係る農用地区域 | 20 |
| (2) | 用途区分 | 21 |

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

清須市（以下「本市」という。）は、尾張平野のほぼ中央に位置し、名古屋市中心部から北西約 10 km にあり、東部は北名古屋市、西部はあま市、南部は名古屋市、北部は一宮市、稲沢市にそれぞれ接している。人口は 68,883 人（令和 7 年 8 月 1 日現在）であり、東西約 5.5 km、南北約 8.0 km、総面積は 17.35 km² を有している。

自然条件は比較的平坦で、ほとんどの地域が海拔 10m 未満となっているが、わずかに北部から南部へ緩い傾斜をなしている。

地質は、木曾川・庄内川水系の搬出物によって形成（第四沖積層）されており、肥沃な土地柄で、米作・野菜園芸等農業に適している。

気候は、太平洋気候区に属し、比較的温暖で年間平均気温 16℃、年間降水量 1,500 mm 程度であるが、6 月の梅雨期及び 9 月の台風期に雨が多く、冬季にはこの地方独特の「伊吹おろし」が吹くため、気温に比べて寒さを感じ、夏季にはかなり高温になるなど大陸性の気候も示している。

交通は、JR 東海道本線、名古屋鉄道本線・犬山線・津島線、東海交通事業城北線、道路では名古屋第二環状自動車道、名古屋高速 6 号清須線・16 号一宮線、国道 22 号・302 号が整備されて利便性に恵まれ、周辺都市との連携は良い条件にある。

農業については、名古屋市北部市場まで 30 分以内の距離にある利便性を活かし新鮮な農産物を供給することにより、付加価値を高めることで農業の振興を図ってきたが、農業従事者の高齢化、後継者不足、都市近郊であるがための市街化気運の高まりなど、発展的な農業の振興については困難な問題が山積している。そのため、荒廃農地の解消、後継者不足を解決するための担い手への利用集積に注力し、集約型農業を中心とした農業への転換及び付加価値の高い農業を維持できる農用地の確保を中心に据え、市街化気運を勘案しつつ、清須市第 3 次総合計画、都市計画マスタープラン等と整合を図りながら、農業振興地域における主要用途別土地利用の将来目標を次表に示す。

単位：ha, %

| 区分 年次 | 農用地 | | 農業用施設用地 | | 森林・原野 | | 住宅地 | | 工場用地 | | その他 | | 計 | |
|-----------------|-----|------|---------|----|-------|----|-----|------|------|----|-----|------|-----|-----|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 (令和 6 年) | 114 | 60.3 | 0 | 0 | — | — | 13 | 6.9 | — | — | 62 | 32.8 | 189 | 100 |
| 目標 (令和 16 年) | 22 | 16.5 | 0 | 0 | — | — | 16 | 12.0 | — | — | 95 | 71.5 | 133 | 100 |
| 増減 | △92 | — | 0 | — | — | — | 3 | — | — | — | 33 | — | △56 | — |

(注) 1 工場用地は、その他に含む。

2 現在値は、地番管理調査（令和 7 年 3 月）による。

3 目標の農用地面積は、市街化区域への編入 56ha、開発構想 30ha、行政案件 1 ha、個別案件 5 ha（年 0.5ha と推計）の計 92ha の減少とした。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 114ha のうち、a～c に該当する農用地 80ha について、農用地区域を設定する。

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的農用地

b 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地ただし、a～c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含まない。

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が 10ha 以下の農用地

該当集落数 5 地区

該当農用地区域 7.0ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

該当なし

(c) 中心集落の整備（住宅、工場の建設等）に伴って、開発が進みつつある下記区域

・市街化区域に隣接し、開発が進みつつある農地

（春日落合蓮花寺地域 北部辺 3.0ha、南部辺 8.6ha）

該当農用地面積 11.6ha

・農業振興地域整備計画策定（昭和 50 年 3 月）以前に農業生産基盤整備事業が施工開始された区域であって、市街化区域に隣接し、本市都市計画マスタープランでは工業系土地利用検討地区又は工業系土地利用誘導地区と指定され、開発が進んでいる農地

〈平成 21 年に旧春日町が実施した都市計画マスタープランでの地元意向調査結果では、将来に向けて工業地を明示することで一致している。〉

（春日下野田地域）

該当農用地面積 11.3ha

・国道 302 号沿線整備の対象となる農地

（清洲土田・上条地域）

該当農用地面積 4.1ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち (ア) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

山林、原野等については上記 (ア) (イ) (ウ) の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

社会情勢の変化に伴い農業を取り巻く環境も著しく変化した。本市においてもその影響を受けており、担い手の高齢化や農家の農業離れ、他産業への流出による農業従事者の減少が見られる。

国においては、令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づく「食料・農業・農村基本計画」が令和7年に閣議決定されて、「農用地等の確保等に関する基本指針」についても令和7年に変更された。愛知県においては「愛知県農業振興地域整備基本方針」が令和3年に変更されているが今後変更予定であり、更に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和5年に改正されたことにより、食料安全保障の確保等の観点から、農地の確保と有効利用は重要な課題である。農業振興地域整備計画に時代の変化を考慮した整備計画としての位置付けを持たせ、本市の農業の振興に取り組む。

今回の見直しについては、おおむね10年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び清須市第3次総合計画、清須市都市計画マスタープランとの整合を図る。

また、この方針により地域の活性化を促進し、次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備するとともに、優良農地の保全に努める。

ア 農用地区域への編入

以下のいずれかの項目に該当する土地を農用地区域への編入とすることに努める。

- (ア) 過去に国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が実施された土地及び今後国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業の実施が見込まれる土地。
- (イ) 集団的な農地で面積がおおむね10ha以上あり、優良農地として保全していくことが望ましい土地。
- (ウ) 地域の特性に即し、集団的な農地と一体的と見ることができ、多面的機能及び環境保全の観点から優良農地として保全していくことが望まれ、農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地。

イ 農用地区域からの除外

以下のいずれかの項目に該当する土地を農用地区域からの除外とすることを検討する。

ただし、地域計画が策定された折には、計画策定区域内にあっては、除外しない。

(ア) 集落介在地

集落等に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外に当たっては最小限度にとどめるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域の情勢・背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 農用地区域の周辺部にあり、集落内に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難なおおむね30a以下の土地。
- b 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。
- c 周囲（3方向以上）が宅地、雑種地、道路、河川等に囲まれている土地。

d 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地。(ただし、工事完了後 20 年以上経過した事業は含まない。)

※ (ア) の a の考え方の基準となる面積 30 a 以下について

ほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。

(イ) 近代化不可地

自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外に当たっては最小限度にとどめるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域の情勢・背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

a 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地。(ただし、工事完了後 30 年以上経過した事業は含めない。)

b 自然的な条件からみて、生産性が低く農業の近代化が図れない土地。

c 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。

(ウ) 公共案件・一般個別案件の土地

随時に発生する小規模な公共案件及び一般案件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号までの要件を満たすものであり、更に次の要件を満たす土地について除外を検討する。

また、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に該当する土地は、農業上の土地利用について、十分調整を行った後除外する。

a 本市の農業振興方向に支障がないこと。

b 新規事業の場合は当該施設を必要とする明確で合理的な理由が客観的に認められること。

c 他法令に基づく許認可等の見込みが明らかであること。

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業は、濃尾平野の中心部に位置する立地条件を生かして水稻を主体に発展してきたが、温暖な気候であることから他の野菜生産も盛んとなっている。

一方、都市化が進む中散在する荒廃農地の増加、農業従事者の高齢化等による担い手の不足に対応するため賃貸借や農地の集積を進めるほか、認定農業者を中心に担い手や女性の農業従事者の育成に努め、現状の農業生産を維持する仕組みの構築に努める。

単位：ha

| 区分 地区名 | 農地 | 採草放牧地 | 混牧林地 | 農業用 施設用地 | 計 |
|-------------|------|-------|------|-----------------------------|------|
| A 春日宮重町 | 6.4 | — | — | (198m ²) 0.0 | 6.4 |
| B 春日祢宜家 | 8.4 | — | — | 0.0 | 8.4 |
| C 春日県道西側 | 13.9 | — | — | 0.0 | 13.9 |
| D 春日県道東側 | 14.6 | — | — | 0.0 | 14.6 |
| E 新田一場 | 22.3 | — | — | 0.0 | 22.3 |
| F 清洲土田上条 | 32.6 | — | — | 0.0 | 32.6 |
| 計 | 98.2 | — | — | (198m ²) 0.0 | 98.2 |

※道路・水路等含む。

イ 用途区分の構想

(ア) A地区（春日宮重町地域）

本市の北部に展開する平坦な農用地約6.4haは、62.5%にあたる4.0haが畑ではほ場整備事業は完了しており野菜の生産が盛んである。特に「宮重だいこん」は、市の伝統野菜として認知されており、宮重大根純種子保存会を中心にこの地区での保全に務める。

(イ) B地区（春日祢宜家地域）

本市の北部、五条川右岸に展開する平坦な農用地約8.4haは稲沢市に隣接し、集落とも近く市街化が進んでいる。ほ場整備事業は完了していることから、今後は排水等の条件整備に努め、農地としての利用を推進する。

(ウ) C地区（春日県道西側地域）

県道名古屋一宮線を挟んだ東西に展開する平坦な農用地約13.9haは、ほ場整備事業が完了していることから、今後は排水等の条件整備に努め、農地としての利用を推進する。

(エ) D地区（春日県道東側地域）

本市の北部、五条川右岸に展開する平坦な農用地約14.6haは、砂地であり漏水田対策が課題となっている。ほ場整備事業は完了していることから、今後は排水等の条件整備に努め、農地としての利用を推進する。

(オ) E地区（新田一場地域）

本市の中央部、五条川の右岸に展開する平坦な農用地約22.3haは、ほ場整備事業が完了している。今後は用排水分離等の条件整備に努め、農地としての利用を推進する。

なお、一場地域については、今後は「住居系土地利用誘導地区」として、地域住民の市街化気運とスプロール化抑制を勘案し、市街化区域編入に伴う土地区画整理事業による住居系市街地を誘導するとともに、必要な都市計画道路の整備の検討を進める。

(カ) F 地区（清洲土田上条地域）

本市の西部、国道 302 号沿いに展開する平坦な農用地約 32.6ha は、ほ場整備事業が完了している。71.2%にあたる 23.2ha が水稲を作付けしている。

また、水田を転換してパセリを作付けする農家もある。

なお、清洲土田上条地域については、インターチェンジに隣接して、広域交通の利便性が高く、リニア・インパクト等による新たな産業用地需要が高まっており、それに伴う地域住民の市街化機運を勘案し、市街化編入を伴う民間開発による工業系市街地を誘導する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（詳細は付図 8 号のとおり）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域内における農用地 80ha については、38ha (48%) が田に、42ha (52%) が畑に利用されている。田については、主に水稻の生産のみに利用されているが、畑については、露地野菜を中心に施設野菜の栽培もあり、高度な利用がなされている。

土地改良事業によってほぼ全域の整備が完了しているため、今後は荒廃農地の解消、水質の保全と自然災害の防止に努める。

また、水田は担い手への集積を進め、畑については、都市近郊の特色を生かした農用地の効率的な利用及び保全を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農業構造については都市化が進行し、農地の住宅地化等が進み、農地は減少の一途をたどっている。

また、ほとんどが兼業農家のため後継者不足、遊休農地の増加など農業振興については、きわめて困難な問題が山積している。

こうしたことから、今後、農地の有効利用と担い手による規模拡大、農業後継者の育成・確保により、安定した農業経営を確立するとともに農地の保全に努める必要がある。

2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|--------------------------|--|---------|----------|------|----------------|
| | | 受益地区 | 受益面積(ha) | | |
| 国営総合農地防災事業 (新濃尾地区) | 頭首工改修 幹線用水路改修 32.0km 用排水路改修 27.3km | 新濃尾 | 9,307 | 1 | H10～R9 (継続) |
| 国営施設機能保全事業 (尾張西部地区) | 排水機場改修 耐震化対策 | 尾張西部 | 11,608 | 2 | H27～R9 (継続) |
| 水利施設管理強化事業 (宮田用水地区) | 管理体制整備 | 宮田用水 | 5,563 | 3 | R3～未定 (継続) |
| 緊急農地防災事業 (福田川甚目寺地区) | 排水機場改修 樋門改修 | 福田川甚目寺 | 301 | 4 | R元～R13 (新規) |
| 排水施設保全対策事業 (福田川河口地区) | 排水機場改修 | 福田川河口 | 951 | 5 | R4～R11 (新規) |
| 多面的機能発揮促進事業 (春日西牧・新田) | 水路補修 | 春日西牧・新田 | 20 | 6 | R4～R8 (新規) |

3 農用地等の保全のための活動

本市の農業は、今後、益々農業従事者の高齢化、後継者の不足、相続等による農業従事者以外の農地取得などにより荒廃農地が増加すると見込まれる。

これに対応するため、農地中間管理事業等の活用により認定農業者に農地を集積し、荒廃農地の解消、農地の機能低下を防ぐ。

農地の流動化を促進するため、農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、農地の貸し手と受け手に関する情報を一元的に把握し認定農業者や規模拡大に意欲的な農業者に利用集積することにより荒廃農地等が増加しないよう努める。

さらに、農業農村多面的機能支払事業の活用を図りながら、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農業用排水路等の長寿命化対策を推進する。

水害防止と排水対策については、排水路・排水機場等の既存施設の改善事業である緊急農地防災事業及び地盤沈下対策事業の実施を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度までの農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についても更なる経営強化を推進していく。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者とおおむね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等の確保及び育成を図る。

【効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標】

| | 年間農業所得 | 1人当りの年間労働時間 |
|----------------------|--|-------------|
| 農業経営の目標 | 基幹経営体 概ね 800 万円 | 概ね 1,800 時間 |
| | 年間農業所得は、主たる従事者2人(主たる従事者1人当たり400万円)を想定して示している。 | |
| 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標 | 概ね 250 万円 | 概ね 2,000 時間 |
| | 地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ目標所得とする。 | |

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

[主要な営農類型]

| | 営農類型 | 目標規模(ha) | 作目構成 | 戸数 (経営体数) | 流動化 目標面積(ha) |
|-----------------------|-------------------|------------------|--|--------------|--------------------|
| 基 幹 経 営 体 | 水稲専作 | 水稲 50 | 主食用米 24ha 新規需要米 16ha (移植栽培 15ha) (直播栽培 25ha) 作業受託 10ha | 2 | 100.0 (50ha×2戸) |
| | こまつな主体 | 畑 0.4 | こまつな 1.5ha (0.3 ha×5作) ほうれんそう 0.2ha (0.1 ha×2作) | 1 | 0.4 (0.4ha×1戸) |
| | ほうれんそう専作 | 畑 0.5 施設 0.15 | 露地 1.25ha (0.5 ha×2.5作) ハウス 0.75ha (0.15 ha×5作) | 2 | 1.3 (0.65ha×2戸) |
| | パセリ専作 | 施設 0.4 | 夏まき 0.4ha 秋まき 0.4ha | 2 | 0.8 (0.4ha×2戸) |
| | 洋切り花専作 | 施設 0.3 | チューリップ 0.2ha ゆり 0.3ha トルコギキョウ 0.2ha | 2 | 0.6 (0.3ha×2戸) |
| ステップアップ 経営体 | 露地野菜 + 施設野菜 | 畑 0.7 施設 0.5 | ほうれんそう 1.5ha にんじん 1.6ha | 2 | 2.4 (1.2ha×2戸) |

[新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき営農類型]

| | 営農類型 | 目標規模(ha) | 作目構成 | 戸数 (経営体数) | 流動化 目標面積(ha) |
|-----------------------|---------------------------|----------|---|--------------|-----------------------|
| 個 別 経 営 体 | ハウレンソウ (コマツナ) ・エダマメ | 畑 0.4 | ハウレンソウ(コマツナ) 年内収穫 0.25 ha 年明け収穫 0.25 ha エダマメ 3月播種 0.15 ha 夏どり(6月播種) 0.15 ha | 1 | 0.4 (0.4ha×1戸) |
| | 施設トマト | 畑 0.1 | トマト 0.1 ha | 1 | 0.1 (0.1ha×1戸) |
| | 施設イチゴ | 畑 0.185 | イチゴ 0.16 ha | 1 | 0.185 (0.185ha×1戸) |

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は、農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、清須市農業委員会、西春日井農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ総合的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市の重点作目は、水稻及びほうれんそう等の露地野菜であるが、今後もこれらの作目を主体とする農業者に農用地を集積し、安定した農用地の利用を図る。

このため、認定農業者等の担い手を中心とした活力ある地域農業を確立するため次の事項を推進する。

(1) 農用地の集団化及び流動化対策

ア 農地バンク制度は、規模拡大による経営発展を目指す認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対して、清須市農業委員会、西春日井農業協同組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

土地利用型農業により発展を図ろうとする農業者には、農業委員会活動の推進により農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

なお、今後、農家支援等のため、必要に応じて地域計画を策定して集積集約化等を推進していく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の野菜生産は、地理的、気候的条件に恵まれていることから、多種多様な品目について産地化が進み名古屋市場に出荷している状況にある。露地野菜は、都市化の影響を受け、作付けがやや停滞傾向にあるものの、施設野菜（パセリ）は、積極的資本投下と生産意欲を反映して産地の近代化が進み、新しい都市近郊型の産地として成長しつつある。

しかし、長年にわたる作付けによる連作障害の発生、流通の広域化に伴う産地間競争の激化、更に生産者の高齢化と後継者の不足による労働力不足が当面の課題となっている。

従って、今後とも本市の野菜生産を発展させるため、野菜価格安定対策による生産の安定と生産性の向上、指定産地制度の活用による計画的な生産出荷体制の強化に努める。

また、野菜の生産出荷作業の多くは機械化が進んでおらず、主要な作業である播種、定植、収穫、調整作業の大部分が手作業の状態にある。このため、機械化一貫体系による省力化、合理化を図るとともに流通の広域化・高速化や市場の休日の増加に対応可能な保冷・貯蔵施設の効率的利用を推進し、産地間競争にうち勝つ体制を築く必要がある。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

市内の市民農園、レジャー農園については、年々利用者が増加しており、農業への関心は高く推移していることがうかがえる。

また、市民の方にも農業を通じて食の大切さや収穫の喜びを体験する機会を設けるため、「清須市農業体験塾」を開催し、清須産野菜の栽培普及を図りながら、農業への関心を高める取組を行う。今後は利用者、清須市農業体験塾卒業生を対象として、新規就農への関心を示した者に対する就農相談から就農への支援をきめ細やかに支援していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能を充実させ、農業体験や先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組み、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力を活用した体制を整備する。

さらに、愛知県農業経営・就農支援センター、愛知県農業経営課、農業大学校、尾張農林水産事務所農業改良普及課、清須市、愛知県農業会議、愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）、清須市農業委員会、西春日井農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等と連携し、支援体制を構築する。

本市は、新規就農希望者の受入について、関係者の連携した体制を構築するとともに、就農地の情報の提供、定着するうえでの相談対応等のサポートを行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、都市近郊地域のため農業以外の就業の場に恵まれており、農家の中心的な働き手の他産業への就業が続いていることから副業的農家が増加した。

また、農業用機械や設備の充実が図られたことにより、農業従事日数が減少したことも他産業への就業機会を増やす要因となり、農業以外からの収入が多くを占めるようになったことから、今後もこの安定的な就業を維持するよう努める。

(単位：人)

| 区 分 | 従 業 地 | | | | | | | | |
|-------------|-------|----|----|-----|----|----|-----|----|-----|
| | 市 内 | | | 市 外 | | | 合 計 | | |
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| I | | | | | | | | | |
| 恒 常 的 勤 務 | 10 | 4 | 14 | 35 | 7 | 42 | 45 | 11 | 56 |
| 自 営 兼 業 | 22 | 9 | 31 | 7 | 3 | 10 | 29 | 12 | 41 |
| 出 稼 ぎ | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 日 雇 ・ 臨 時 雇 | 5 | 8 | 13 | 6 | 9 | 15 | 11 | 17 | 28 |
| 総 計 | 38 | 21 | 59 | 48 | 19 | 67 | 86 | 40 | 126 |

(注) 令和6年8月実施の「農業振興地域整備計画等に関する意向調査結果」及び基礎調査資料「農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等別（うち準主業・副業）」より推測した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の多くは市内及び隣接する市町で安定的な就業先を確保しており、大都市近郊で就業先が豊富なため、施策がなくても充足している。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の豊かな水辺空間を生かしながら、市民の生活基盤を固めるとともに、環境保全に資する取組を行い、市の将来像である「水と歴史に織りなされた安心・快適で魅力あふれる“はぐくみ都市”」の実現を推進する。

また、あらゆる災害から市民の生命・財産を守るため、防災・減災対策を強化するとともに、防犯・交通安全対策の推進や、消防・救急医療体制の充実を図り、誰もが安心して暮らすことができる環境をつくる。

(1) 安全性

治水については、公式ホームページや水害対応ガイドブックなど、多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、2000（平成12）年に発生した東海豪雨の記憶を風化させないための取組を行う。

また、雨水の河川放流により浸水被害を防止・軽減するため、排水ポンプ場、雨水幹線、道路排水施設、雨水貯留施設等の整備・管理を行う。

さらに、住宅等への雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置に対する支援を行うとともに、国や県と連携した河川改修事業等により、水害に強い安全な河川づくりに取り組み、浸水被害発生時に適切な対応を行うため、庄内川水防センターを適正に管理・運営する。

防災については、災害発生時に適切な機能を確保するため、業務継続計画（BCP）を踏まえた訓練の実施や防災資機材の整備等により、防災体制の強化に取り組みとともに、防災意識の高揚を図るため、公式ホームページや地震防災ハザードマップなど、多様な媒体を活用した啓発・情報発信を行う。

また、地域で活躍できる地域防災リーダーを養成し、自主防災組織等が行う防災活動に対する支援を行うとともに、介護が必要な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対して、災害時に円滑な支援を行うことができる体制を確保する。

さらに、住宅の耐震化等を促進するため、耐震化等の啓発や木住宅の耐震診断を行い、耐震改修・除却等に対する支援を行うとともに、防災等の観点から、適切な管理が行われていない空家等に関する対策を推進し、災害発生時に適切な対応を行うため、新川ふれあい防災センター等を適正に管理・運営する。

道路・橋梁については、安全で快適な交通環境を確保するため、整備・適正な管理を行うとともに、県と連携して広域幹線道路や地域内連絡幹線道路の整備に取り組む。

防火・救急については、市民を火災等の災害から守り、傷病者を適切に医療機関へ搬送するため、広域的な連携により常備消防力・救急機能を確保するとともに、地域に根ざした活動により市民を火災等の災害から守るため、消防団等の非常備消防力を確保する。

また、市民の防火に対する意識を高めるため、啓発活動を行い、救命講習の開催等を通して、応急手当技能の普及に取り組む。

交通安全については、児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、見守り活動や啓発活動等を行うとともに、鉄道駅周辺等における歩行者の安全確保や、放置自転車等の防止対策に取り組む。

また、交通事故における人的被害の重大化を防止するため、子どもや高齢者を対象に、自転車乗車用ヘルメットの購入に対する支援を行うとともに、市民の交通安全に対する意識を高めるため、各種団体が行う交通安全活動に対する支援を行う。

防犯については、街路灯（防犯灯）の設置・管理や、地域が行う見守りカメラの設置に対する支援を行うことで、犯罪抑止につながる環境を整備し、公式ホーム

ページなど、多様な媒体による防犯情報の発信を行うとともに、子どもをはじめとする地域住民の安全を守るため、小中学校や保育園・幼稚園及び警察との連携により、「すぐメール」等を活用した不審者情報等の発信を行う。

また、高齢者等を対象に、通話録音装置など特殊詐欺対策装置の購入に対する支援を行うなど、特殊詐欺による被害を未然に防止するための取組を行う。

さらに、市民の防犯や非行防止に対する意識を高めるため、各種団体が行う防犯活動等に対する支援を行うとともに、保護司等と連携し、犯罪歴がある者の更生保護や、犯罪・非行防止に向けた取組や啓発活動を行う。

(2) 保健性

ごみ処理については、市民の利便性向上や処理コスト削減に努めながら、家庭や事業所から排出される一般廃棄物の適正な処理を行う。

また、市民に分かりやすいごみの分別情報等を発信するとともに、市民や事業者のごみ減量化・再資源化に対する意識を高めるための啓発活動を行う。

さらに、ごみ減量化・再資源化を促進するため、市民が行う資源回収活動や生ごみ処理機等の購入に対する支援を行うとともに、身近な場所で資源回収できるよう、資源回収ステーション等を適正に管理・運営する。

上水道については、健全な公営企業経営を推進するとともに、広域的な連携により、安全な水の安定的な供給に取り組む。

また、災害時においても水を安定的に供給できるよう、清須市給水区域における水道管の耐震化整備を進める。

下水道については、健全な公営企業経営を推進するとともに、衛生的で快適な生活環境を実現するため、污水管渠等の整備を行うとともに、供用開始区域内の下水道接続を促進するため、各種助成を行う。

また、市民が下水道についての理解を深め、あわせて市民交流の場を確保するため、水の交流ステーションを適正に管理・運営する。

救急医療については、市民が適切な救急医療を受けられるよう、広域的な連携による救急医療の運営や、市民に分かりやすい医療機関情報の発信により、救急医療体制を確保する。

(3) 利便性

公共交通については、高齢者や主婦層等の日中市内移動の利便性を高めるため、「きよすあしがるバス」を運行しており、ルート・ダイヤの最適化等の利便性向上や利用促進に向けた取組を行う。

また、NPO法人等による福祉有償運送制度について、「清須市福祉有償運送運営協議会」において運送者への必要な助言や指導を行う。

鉄道では、快適で良好な市街地形成を図るため、国・県等との連携により名鉄新清洲駅周辺の鉄道高架化を推進する。

通信等については、公式ホームページや公式SNSなど、多様な媒体を通じて、市民や市に関わる人が必要とする情報の積極的な発信に取り組む。

また、「清須市」から連想するイメージや、市が持つ魅力を大切にしながら、各媒体の持つ特性を生かした、「魅力ある清須市」の情報発信に取り組む。

(4) 快適性

公園・緑地・水辺空間については、緑があふれる市民の憩いの場所を確保するため、公園・緑地の整備・管理を行うとともに、市民や事業者等が行う緑化の取組に対しての支援を行う。

市民の憩いの場所となる水辺環境を確保するため、水辺の散策路を適正に管理する。

かわまちづくり事業の実施により、市民との協働や広域的な連携による、にぎわいのある水辺空間づくりを推進する。

地域福祉については、多様化する福祉ニーズに対応するため、民生委員・児童委員や人権擁護委員、社会福祉協議会などの多様な主体との連携を強化し、地域住民の生活を見守る活動を推進する。

また、地域における助け合いや支え合いができる環境づくりを行うため、社会福祉協議会や地域福祉の向上を担うボランティア団体に対する支援を行う。

高齢者福祉については、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、在宅生活の支援をはじめとする生活支援体制の充実を図る。

また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる地域をつくるため、認知症に関する正しい知識の普及や認知症の人とその家族を支える取組を進める。

さらに、高齢者がいつまでも健康でいきいきとした生活ができるよう、身近な場所での介護予防事業を実施するとともに、教養の向上・相互交流を図るための各種教室や講座を開催する。

子育て支援については、こども家庭センターを中心とした、関係機関と連携した包括的な相談支援体制により、子育て家庭が抱える多様な困りごとについて、必要な支援へとつなげる。

また、安心して就労と子育ての両立ができる環境づくりを行うため、公立保育園の民営化などを含めた検討により、多様なニーズに対応できる保育環境の充実を図るとともに、保育・幼児教育の無償化や、各種手当の支給・医療費等の助成など、子育て家庭の負担軽減に資する取組の充実を図る。

さらに、ひとり親家庭への支援として、自立を促進するための技能・資格取得に対する支援や、経済的負担軽減のための、各種手当の支給や医療費助成を行う。

(5) 文化性

スポーツ活動については、幅広い層の市民を対象にスポーツを始めるきっかけをつくるため、体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ教室の開催など、スポーツの普及に向けた取組を推進する。

また、スポーツを通じた幅広い層の市民の交流や、市民の健康づくりを促進するため、市民体育祭などを開催する。

さらに、ウォーキングを通じて、市民に歴史・文化・自然環境といった清須市の魅力を体感できる場を提供するため、清須ウォークを開催する。

文化・芸術等については、市民が文化・芸術にふれる機会を提供するため、芸術劇場や芸能発表会等を開催する。

また、市民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、各種団体が行う活動に対する支援を行い、市民が身近な場所で芸術にふれる機会を提供するため、趣向を凝らした企画展・特別展等の実施により、魅力ある美術館づくりに取り組む。

多様化共生・国際交流については、多文化共生の理解啓発等により、国際化に対応できる人材の育成を図るとともに、異なる文化や習慣、価値観を認め合い、外国人も安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を推進する。

また、国際交流の振興を図るため、スペインの文化を紹介する行事や展示など、国際交流に関するイベントを開催するとともに、市民の自主的な国際交流活動を促進するため、各種団体が行う活動に対する支援を行う。

- 2 生活環境施設整備計画
該当なし
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連
該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)
- 2 農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 (付図2号) 該当なし
- 3 農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 (付図3号)
- 4 農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 (付図4号) 該当なし
- 5 農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 (付図5号) 該当なし
- 6 生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図 (付図6号) 該当なし
- 7 農 用 地 区 域 に 含 め ない こと が 相 当 な 農 用 地 の 図 面 (付図7号)

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「地区・区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地及びにこれらの土地以外の土地であって、現況宅地、境内墓地、鉄塔敷地、池沼、山林原野、河川敷及び市有行政財産を除く土地を農用地区域とする。

(ただし、表示の手段は土地利用計画図「付図8号」による。)

| 地区記号・ 区域番号 | 地区・区域の範囲 | 除外する土地 | 備考 |
|---------------|-------------------------|----------------------------|---------------------|
| A 春日宮重町 | 春日宮重町を中心とする付図1号に示すAの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | 農用地区域面積 約6.4 ha |
| B 春日祢宜家 | 春日祢宜家を中心とする付図1号に示すBの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | 農用地区域面積 約8.4 ha |
| C 春日県道西側 | 春日県道西側を中心とする付図1号に示すCの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | 農用地区域面積 約13.9 ha |
| D 春日県道東側 | 春日県道東側を中心とする付図1号に示すDの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | 農用地区域面積 約14.6 ha |
| E 新田一場 | 新田一場を中心とする付図1号に示すEの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | 農用地区域面積 約22.3 ha |
| F 清洲土田上条 | 清洲土田上条を中心とする付図1号に示すFの区域 | 左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地 | 農用地区域面積 約32.6 ha |
| 計 | | | 約98.2 ha |

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区記号・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用地は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

(ただし、表示の手段は土地利用計画図「付図1号」による。詳細は「付図8号」のとおり。)

| 地区記号・ 区域番号 | 地区・区域名 | 用 途 区 分 | 備 考 |
|---------------|--------|--|-----|
| A | 春日宮重町 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 | |
| B | 春日祢宜家 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 | |
| C | 春日県道西側 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 | |
| D | 春日県道東側 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 | |
| E | 新田一場 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 | |
| F | 清洲土田上条 | 農 地：付図1号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図1号に示す橙色の土地 | |